



つるぎ町告示 第19号

つるぎ町河川氾濫災害危険区域に関する条例（令和3年つるぎ町条例1号）第2条第1項の規定により、次のとおり河川氾濫災害危険区域を指定するので、同条第2項の規定に基づき公示する。

令和3年4月1日

つるぎ町長 兼 西



大字名	小字名	地番
半田	東毛田	5-1 8-1 21-1 23-2(一部)
	松生	128-1 129-1 139-1 141-2 141-4 149-2 198-1 ~ 254 266-1 ~ 267-5 314-1 ~ 317-1 319-1 ~ 323 325-1 ~ 329 334 335 338
	小野	218-4 218-6 219-2 231-2 231-5 232 ~ 240 248-3 249-2 250 296-1 296-5 304(一部) 305(一部) 306 309-5 ~ 311-2 312-10 312-12 314-2(一部) 314-3 314-5 423-5
	中藪	151 305-2(一部) 307-4 323-1 325-1 328-1 ~ 348 350-1 ~ 364-2 366-2 ~ 373-1 375-1 ~ 381-1(一部) 391 392 402-1(一部)